

異議申立書

平成25年6月6日

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一

下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号  
氏 名 三国谷清一  
年 齢 63歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年6月4日付平成25年度下水道使用料督促状による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成25年6月5日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

別紙のとおり

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」とこの督促状に書かれていました。



別紙

異議申立ての理由

1. 異議申立人は、現行の旧青森市の下水道使用料は違法・不当であり、直ちに見直しをすることを再三にわたり下水道使用料担当部局に申し入れてきましたが、下水道使用料担当部局は何らの対応をすることなく今日に至っています。
2. 今回の督促の下水道使用料の基となっている現行の旧青森市下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会（以下「懇談会」という。）の意見をうけ、平成15年第1回定例市議会で議決されたものであるが、その懇談会において市は「公営企業として、独立採算制・受益者負担の原則の下に、4年サイクルで下水道使用料を見直す」と説明をしたが、改正後10年を経過した今日まで見直しをしていないことは不当である。市民の代表である懇談会で約束したことは市長が選挙で替わっても守るべきである。

なお、最近になり市側では「一市二制度」を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているが、これは何らの根拠を有しない取って付けた独りよがりの理屈に過ぎない。何となれば、平成21年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への事務引継書（平成21年3月31日付け）で「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。」と書かれていることから明らかである。
3. 同事務引継書に「平成19年度に汚水（使用料で回収すべき経費）と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成19年度は使用料の改定を行わないこととした」とある。下水道法第20条では、使用料を定めるにあたっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しており、使用料対象経費＝原価を超えた下水道使用料の徴収は違法である。
4. 現行の下水道使用料には違法・不当と思われるものが多くあるが、きりが無いので、以上のとおり違法・不当の代表事例を述べた。
5. 異議申立人は、平成49年度から青森市に居住し下水道の恩恵を受けてきたものであり、青森市には大いに感謝しております。下水道使用料もキチンと支払ってきました。現在の下水道使用料は明らかに間違っていると思い、ルールに従った下水道使用料の算定をするよう市側に様々な形で申し入れをしましたが一切無視されたままです。これは一人私だけの問題ではありません、30万青森市民の問題です。間違いは正すべきです。その思いから、平成25年4月分の下水道使用料の支払いを拒否したものです。適正な下水道使用料であれば、直ちに支払います。ちなみに私の家では1か月の使用水量は5~7立方メートル位です。風呂の水をトイレに使うとか色々節水に努力しています。下水道普及率を高めるためにも、基本である下水道使用料の透明性を高めるべきです。
6. 上記のとおり督促状に記載されている金額は違法不当に決定されたものであり、また、金額が違法不当なのですから、その督促手数料も違法不当であります。よって、これらの取消しを求めるため、本異議申立てを行ったものです。